平成２１年（再イ）第２２号
三重県松阪市山下町403番地１
再生債務者　世古　友二
１　決定年月日時　平成21年７月３日午前９時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年７月31日まで
４　一般異議申述期間　平成21年８月７日から平成21年８月21日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（再イ）第１４号
三重県志摩市阿児町鵜方3412番地６
再生債務者　石谷　典子
１　決定年月日時　平成21年７月３日午前９時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年７月31日まで
４　一般異議申述期間　平成21年８月７日から平成21年８月21日まで
津地方裁判所伊勢支部再生係

平成２１年（再イ）第１０２号
北九州市小倉北区金鶏町１番27―305号
再生債務者　江口　義文
１　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年７月31日まで
４　一般異議申述期間　平成21年８月７日から平成21年８月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（再イ）第１８号
佐賀県西松浦郡有田町大野乙2477番地５
再生債務者　長友　薫徳
１　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年７月31日まで
４　一般異議申述期間　平成21年８月14日から平成21年８月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（再イ）第１９号
佐賀県西松浦郡有田町大野乙2477番地５
再生債務者　長友　幸子
１　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年７月31日まで
４　一般異議申述期間　平成21年８月14日から平成21年８月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（再イ）第２４号
佐賀県杵島郡江北町大字佐留志2415番地Ｌ―４―３
再生債務者　久原三枝子
１　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年７月31日まで
４　一般異議申述期間　平成21年８月14日から平成21年８月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（再イ）第５１号
熊本県熊本市西原３丁目２番４―412号
再生債務者　篠塚　和明
１　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年７月31日まで
４　一般異議申述期間　平成21年８月14日から平成21年８月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（再イ）第１２号
熊本県菊池市隈府411番地１
再生債務者　中島　寛規
１　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年７月31日まで
４　一般異議申述期間　平成21年８月14日から平成21年８月21日まで
熊本地方裁判所山鹿支部個人再生係

平成２１年（再イ）第２号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東2696番地
再生債務者　山口　　淳
１　決定年月日時　平成21年７月３日午前11時30分
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年７月31日まで
４　一般異議申述期間　平成21年８月14日から平成21年８月21日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（再イ）第２８号
大分市大字勢家1098番地の１
再生債務者　阿南　公明
１　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年７月31日まで
４　一般異議申述期間　平成21年８月14日から平成21年９月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（再イ）第１２１号
京都府綴喜郡井手町大字多賀小字西北ノ代67番地の２
再生債務者　小仲　孝一
１　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年８月３日まで
４　一般異議申述期間　平成21年８月６日から平成21年８月13日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

計量法第121条の２の規定に基づく認定の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第 217 号

計量法（平成４年法律第51号）第168条の５第１号の規定に基づく同法第121条の２の認定を行ったので、同法第168条の５第７号の規定に基づく同法第159条第１項第12号の規定に基づき、公告する。

平成 21 年７月 15 日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　安井　　至

計量法第121条の２の規定に基づく特定計量証明事業を行う者の認定
（2009年６月24日認定分）

認定番号	認定特定計量証明事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	認定の区分及び、媒体／計量の方法	認定の有効期限
N―0042―01	ＭＨＩソリューションテクノロジーズ株式会社 広島県広島市西区観音新町一丁目20番24号	ＭＨＩソリューションテクノロジーズ株式会社横浜技術部 神奈川県横浜市金沢区幸浦１丁目８番地１	・大気中のダイオキシン類 排ガス／ＪＩＳＫ0311（2008） 環境大気／ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（平成20年環境省　水・大気環境局） ・水又は土壌中のダイオキシン類 環境水／ＪＩＳＫ0312（2008） 排水／ＪＩＳＫ0312（2008） 土壌／ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（平成20年環境省　水・大気環境局） 底質／ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（平成20年環境省　水・大気環境局）	2012年６月23日